

## 営業秘密侵害の国際裁判管轄

——ブラッセルI改正規則下の「不法行為地」に関する学説を参考に——

セレナ・フランコ

### 第一章 問題の所在

営業秘密侵害は不正競争行為の一つとして定義でき、営業秘密の不正な取得・開示・使用を内容とする<sup>①</sup>。同侵害は涉外性を帯びた場合、訴訟の際に当該裁判所が国際裁判管轄権を有するか否かを認定しなければならない。これに関し、民事訴訟法は三条の二において自然人に対する訴えについては被告の住所・事務所等が日本国内における場合、あるいは法人等に対する訴えについては被告の主たる営業所・事務所等が日本国内にある場合、日本の裁判所は国際裁判管轄権を有すると定めている<sup>②</sup>。しかし、被告の住所またはその主たる営業所あるいは事務所が日本には所在しな

い場合には、三条の二に基づいて日本において国際裁判管轄を認めることができない。それにもかかわらず、三条の三は、三条の二に基づいて日本の裁判所の管轄権が認められない場合でも、事件の類型に応じて国際裁判管轄の管轄原因を定めており、被告が日本に住所をもつていなくても日本の国際裁判管轄を認めることができる<sup>③</sup>。同条は営業秘密侵害の管轄原因を直接定めていないが、同侵害を一つの不法行為とすれば<sup>④</sup>、不法行為に関する訴えについて定める民事訴訟法三条の三第八号に基づいて日本の国際裁判管轄を認めることが考えられる。民事訴訟法三条の三第八号は不法行為があつた地が日本国内にあるとき日本の国際裁判管轄を認めるが、営業秘密侵害における「不法行為地」をどのように解釈すべきかについては、判例と学説の間には見解の対立が見受けられる。

そこで、筆者は、上記解釈論への示唆を求めするため、欧州連合(以下は「EU」という)の規則を見ることとする。なかでも、EUにおいては、国際裁判管轄について、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する二〇一二年一月二日の欧州議会及び理事会の規則(改正)二〇一二年・一二一五号<sup>⑤</sup>(以下は「ブラッセルI改正規則」という)が成立していることから、同規則を取り上げたい。その理由としては、ブラッセルI改正規則も7条2項において不法行為地を管轄原因としてEU構成国の国際裁判管轄を認めているのみならず、7条2項の不法行為地は、民事訴訟法三条の三第八号と同様に、加害行為地と結果発生地を内容としているため、日・EUの不法行為地の規則について一定の接続性が認められ、比較検討が可能であると思われるからである。くわえて、日本においては、営業秘密に焦点を当てた上で、不法行為地に関するブラッセルI改正規則の学説を取り上げる先行研究は少なく、不法行為地の一般論に言及する判例評釈に留まっていることが見受けられる<sup>⑥</sup>。

本稿においては、営業秘密侵害に関する民事訴訟法下での判例と学説を整理した上で、ブラッセルI改正規則の7

条2項の構造と学説を紹介する。次に、その議論から示唆を得た上で、営業秘密侵害の不法行為地をどのように解釈すれば民事訴訟法三条の三第八号に基づいて国際裁判管轄は認められるかについて検討する。

なお、営業秘密侵害の国際裁判管轄については、二〇二三年六月十四日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(以下は「改正法」という)が令和五年法律第五十一号として公布された。改正法十九条の二は、営業秘密侵害に対する訴えについて、同侵害が一定の要件を満たした場合、日本の国際裁判管轄を認めている<sup>7)</sup>。本稿においては、改正以前の法的状況に関しブラッセルI改正規則との比較考察を行い、上記改正法施行以前に提起された訴訟と、営業秘密侵害が改正法の要件を満たさない訴訟には、不法行為地はどのように解釈すべきかを究明することを目的とする。

## 第二章 民事訴訟法下の議論

民事訴訟法は二〇一一年の改正の際に国際裁判管轄規則を設けるようになったが、改正前にはそのような規則はなかったため、渉外的関係に対し国内管轄規則が類推適用されていた。なかでも、不法行為地については、国内の裁判籍を定める五条九号を適用することが一般的であった。当時の不法行為地の概念は加害行為地のみならず、不法行為の結果である損害が生じた地も含んでいると一般に認められていたが、結果発生地の解釈や不法行為地管轄の適用については議論があつた<sup>8)</sup>。

改正後の民事訴訟法は三条の三第八号において不法行為に対する訴えについて、不法行為があつた地が日本国内にある場合には、日本の裁判所の管轄権を認めることを定めている。その根拠としては、不法行為地には訴訟資料、証拠方法が所在していることが多いこと、かつ、同地での提訴が被害者にとっても便宜的であることが挙げられてい

る。<sup>9)</sup> なお、同号による訴えは、不法行為責任に基づく権利義務を訴訟物とする訴えを広く捉え、その範囲を民法上の不法行為に限定しておらず、不正競争防止法の規定に基づく侵害停止等の差止訴訟<sup>10)</sup>や債務不存在確認等も包含すると一般的に解されている。<sup>11)</sup> 民事訴訟法三条の三第八号における不法行為地は加害行為地と結果発生地の双方を含んでおり、加害行為地は不法行為の原因となる行為が行われた地であり、その地には予備的行為が行われただけではなく、実行行為の少なくとも一部がなされるものでなければならずと説明されている。<sup>12)</sup> 他方、結果が発生した地については、その結果が通常予見できない場合を除いて、不法行為地として認定できるが、その結果の範囲については議論がある。すなわち、発生した結果は二次的・派生的なものを包含せず、直接的なものに限定すべきであるとの見解<sup>13)</sup>がある。それに対し、経済的損害のような場合にはその区別が困難であるとの指摘があり、<sup>14)</sup> 結果は直接的なもの<sup>15)</sup>と派生的なもの<sup>16)</sup>を区別する必要はなく、当事者の予見可能性という要件の下でそれを考慮すれば足りるとの見解も示されている。<sup>16)</sup> 営業秘密侵害の不法行為地についてはいくつかの判例と複数の学説が見受けられ、それらを以下において紹介する。

## 1 判例

以下においては、営業秘密侵害に関する涉外判例は全て網羅されている。

### (1) 東京地裁平成元年五月三十日中間判決<sup>17)</sup>

#### ア 事実の概要

X (原告) は日本の会社であり、その肩書地本店以外に何らの営業所、出張所及び子会社等も有しない。これに対

し、Y（被告）は、電子システム・製品・部品等の製造等を業とする大資本のアメリカ合衆国法人であり、世界的規模で事業活動を営んでおり、日本国内にも子会社を有している。一九八四年十月頃、Xは、Yの元従業員である訴外Bが社長兼株主である訴外会社Aとの間で技術援助契約を東京において締結し、その契約に基づきAから一九八五年ころまで数度にわたってYの専有技術及び事業情報（以下は「専有情報」という。）の供与を東京で受けた。他方、当該不法行為の発端となった計画の立案、交渉、専有情報に係る技術的図面、技術的デザイン等の書面の準備作成はオハイオ州で行われた。Yは、専有情報はYが独占的に有するノウハウに含まれるものであるため、XがAとの間で右技術援助契約を締結し、それに基づき専有情報を入手したことは、YとBとの間の雇用契約によりBがYに負っていた秘密保持義務に違反するものであるとし、一九八五年十月二一日、X等を共同被告として、不正競争、企業機密の盗用、不当利得及び組織犯罪取締法違反に基づく民事救済を求め、オハイオ州北部東地区連邦地方裁判所に提訴した。これに対し、XはYが主張している各債権及び差止請求権が存在しないことの確認を日本の裁判所に対し求めた（本件）。

## イ 判旨とコメント

### （ア） 判旨

本件訴訟について当裁判所は裁判管轄権を有すると判断した。裁判所は日本の国際裁判管轄については「Xが、Yの元従業員であるBが設立した訴外会社Aを通じて、BのYに対する雇用契約上の秘密保持義務違反に当たることを知りながら、Yの専有情報を違法に入手したというものであつて、この債権は、民法七〇九条の不法行為による損害賠償債権と同様の性質を有するものといふことができるから、その消極的確認を求める本件訴訟の国際的裁判管轄権

の有無を判断するについては、立証の便宜の観点から不法行為地に特別裁判籍を認めた民事訴訟法一五条一項の趣旨を斟酌し、不法行為地が我が国内にあるときは、我が国の裁判所が管轄権を有するものと解することが右条理に適用すべきである。ところで、別紙目録一記載の事実のうち、Xが訴外会社Aとの間で、銅箔の表面処理に関する新しいシステムについての本件契約を締結し、右契約に基づき訴外会社Aから技術指導を受けたこと並びに右契約を締結するための交渉、契約書の作成及び技術指導がいずれも日本の東京で行われたことは、当事者間に争いが無い。右事実によれば、本件不法行為の加害行為とされているものうち専有情報の入手という重要な行為が日本の東京で行われたことになる。したがって、本件においては、我が国の裁判所に不法行為地の裁判所として国際的裁判管轄権を認めることが条理に適用するものというべきである。」と判示した。

(1) コメント

本件の主な論点は訴訟競合となり、<sup>(18)</sup> 国際裁判管轄を重点的に解説する見解は見受けられない。

(2) 大阪地裁平成十六年二月五日<sup>(19)</sup>

ア 事実の概要

X（原告）は日本法人であり、オーストラリアにはその子会社の訴外会社Aを有している。Y（被告）はオーストラリア国籍、オーストラリア在住の人である。Yは一九九九年五月二十四日にAに採用され、二〇〇一年五月二十一日から同月二十四日まで日本へ出張し、Xの技術に関する複数の説明等を受けた。その後、Yは、Aを退社し、X

の競争会社にあたるオーストラリア法人の訴外会社Bに転職した。その後、日本の訴外会社Dは商品の採用を入札コンペ方式により決定することとし、Xと、Bの関連会社である日本会社の訴外C等はその入札に参加したが、Cが落札した。そこでXは、YがBに転職する予定であることを秘匿し、Xを欺罔して、Xの営業秘密を不正に取得・開示し、又はXから在職中に示された営業秘密を不正の利益を得る目的若しくはXに損害を加える目的で開示したとし、不正競争防止法二条一項四号又は七号、四条に基づき、損害賠償等を請求している。これに対し、Yは本件については日本に裁判管轄はないと主張して、訴えの却下を求めている。

#### イ 判旨とコメント

#### (ア) 判旨

訴え却下。裁判所は営業秘密侵害の国際裁判管轄については「我が国に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟及び不正競争防止法に基づく損害賠償請求訴訟につき、民事訴訟法の不法行為地の裁判籍の規定（民事訴訟法五条九号）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。（…）少なくとも、YがXの保有する技術上又は営業上の情報で公然と知られていないものを取得し、これが利用されたことにより営業上の損害を生じたという客観的事実関係が証明されることが必要である」というべきである。」とした上で、その客観的事実関係について証明されていないと判断した。

(イ) コメント

この事件の管轄原因については次のようなコメントが寄せられている。<sup>(20)</sup> すなわち、不正競争行為の管轄原因は不正競争行為の準拠法に関する議論に倣い、不正競争行為を類型化した上で認定できると解し得る。営業秘密侵害の準拠法については、不正競争行為は特定の相手に向けられた行為と、市場に向けられた行為に分けられ、前者は単なる一般不法行為に該当し、後者は不正競争行為に該当すると解されている。これに鑑みて、この事件における営業秘密侵害は市場とは関係を持たず、当事者間にしか関わりを有しないため、その管轄原因が不法行為地となると考えられる。それゆえ、営業上の損害が証明されたと仮定すれば、この事件の営業秘密が不正に取得されたのは日本だが、同営業秘密が開示・使用されたのはオーストラリアであり、かつ、営業秘密侵害による損害は日本に発生したため、不法行為地が隔地的なものであり、それに関する国際裁判管轄は日本に限らず、オーストラリアにも認められるとされている。<sup>(21)</sup>

(3) 最高裁第一小法廷平成二六年四月二十四日<sup>(22)</sup>

ア 事実の概要

X (原告、控訴人、上告人) は、肩書地に本店を有し、眉のトリートメントを扱うサロンの経営等を行うアメリカ合衆国カリフォルニア州法人である。訴外会社Aは眉のトリートメントを扱う美容室等の経営等を目的とする日本法人であり、Y1～Y5 (被告、被控訴人、被上告人) は、Aの取締役 (Y1とY2) とその従業員である。Xは、訴外日本法人Bとの間で、二〇〇三年二月二十三日、X技術の独占的使用権、X製品の独占的販売権、Xロゴの独占的使用権をBに付与し、その対価として一定のロイヤリティをBが支払う旨の導入契約を締結した。Xは二〇〇四年四月頃、

導入契約に基づいて、当時Bの従業員であったY1及びY2を、カリフォルニア州に所在するX施設に受け入れ、自己の技術の教示と指導を行った。Y1とY2は、B及びXに対し、B退職後はXの技術を日本国内及びその他の地域で使用しないことを誓約する旨の誓約書を差し入れた。Aは、ビューティサロン及びエステティックサロンの経営等を目的として二〇〇六年二月二日に設立され、Y1及びY2は、A設立の時からAの取締役に就任した。Y1とY2は、同月以降Bを退職し、Aにおいて眉のトリートメントを実施するサロンの運営を開始した。Xは、二〇〇七年五月七日、Yらに対し、YらがXの営業秘密にあたる眉のトリートメント技術及び情報等を不正使用、開示しているとし、共同不法行為に基づく損害賠償請求及び不正使用行為等の差止めを求める訴えを米国裁判所に提起した。米国裁判所は、二〇〇八年十月八日、米国訴訟につき欠席判決を求めるXの申立てを一部認める命令をし、これに基づき、同月九日、Yらに対し、損害賠償並びに上記技術の不正使用行為等の差止めを命じる判決を言い渡し、この判決は確定した。その後、Xは米国の裁判所がYらに対し言い渡した判決のうち、懲罰的賠償命令部分を除いた損害賠償及び差止命令部分について日本の裁判所に対し執行判決を求めた。

なお、この事件では、直接管轄ではなく、間接管轄が問題になるが、間接管轄については民事訴訟法一一八条が適用され、同条一号は通説によれば承認国の直接管轄規定を当該事件に適用し、それに基づいて判決国裁判所の国際裁判管轄が認められるときに承認管轄要件も満たされると説明されている。<sup>(23)</sup>したがって、この事件では米国を不法行為地として認定できるかが問題となっている。

イ 第一審の判旨とコメント<sup>(24)</sup>

(ア) 判旨

請求棄却。裁判所は営業秘密侵害の不法行為地については、「米国訴訟につき米国裁判所が国際裁判管轄を有すると認められるためには、Xが米国訴訟において主張したYらによる本件X技術という営業秘密の不正使用・開示によるX事業の妨害等の不法行為の事実、Yらの前記不法行為により本件X技術の価値が毀損され、XのB向けの売上減少の逸失利益及びYらによる売上げの不当利得等の経済的損害が発生した事実並びにこれらのうちいずれかが米国裁判所の土地管轄内において発生した事実」という客観的事実関係の証明が原則として要求されるというべきである」とした上で、その証明が足りないと判示した。<sup>(25)</sup>

(イ) コメント

第一審における不法行為地については、コメントが寄せられていない。

ウ 原審の判旨とコメント<sup>(26)</sup>

(ア) 判旨

控訴棄却。裁判所はYらの加害行為地が日本であるとした上で、不法行為地としての結果発生地については「(…) Xが、米国訴訟において、Yらによる本件不法行為によりXに生じた損害(結果)として主張したのは、①B向けの売上減少の逸失利益、②アジア以外の地域におけるライセンス料の低下、③Yらによる売上げの不当利得に限られ、

米国判決において、損害として認容されたのはそのうちの①の損害と③の損害の一部であり、②の損害の請求は棄却されている。したがって、米国判決においては、本件X技術が我が国においても保護に値する被侵害利益であることが前提として、Yらの我が国における行為によって、我が国でも保護される本件X技術（本件営業秘密）が侵害されたことを理由に、我が国においてX製品の売上げが減少した損害と我が国で営業活動を行うYらの売上げの一部を損害として認容したものである。そうすると、米国判決において認容された上記①及び③の各損害の発生地は、いずれも日本国内とすべきである。また、Xの主張する上記①及び③の各損害は、Xの本店所在地のカリフォルニア州では、単に会社経理上その他で経済的損失が発生したにすぎず、二次的・派生的な損害であるから、カリフォルニア州は、不法行為地管轄における損害（結果）発生地といえることはできない。すなわち、不法行為地管轄の損害（結果）発生地は、直接的な損害（結果）が発生した地に限られ、二次的・派生的な損害（結果）発生地は含まれないと解すべきである。」とし、米国に間接管轄を認める余地はないと判断した。

(イ) コメント

原審の判断については以下のようなコメントが寄せられている。<sup>27</sup> すなわち、原審はカリフォルニア州が二次的損害発生地に過ぎず、結果発生地に当たらないとしているが、営業秘密は無形のものであるため、その侵害による経済的侵害が生じることが多く、物理的な損害と区別するのが困難である。また、営業秘密侵害による損害は広範にわたることが多く、不正な開示・使用が行われた地にその範囲を限定することが不合理である。それよりも、侵害行為により結果が生じた国家から当事者の予見可能性を基準に合理的な関連のある国家において救済申立を認めるべきである

とされている。<sup>(28)</sup>

エ 最高裁判所の判旨とコメント

(ア) 判旨

破棄差戻し。裁判所は営業秘密侵害の不法行為地については「民訴法三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」は、（…）民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される（最高裁平成十五年（許）第四四号同一六年四月八日第一小法廷決定・民集五八卷四号八二五頁参照）。そして、このような差止請求に関する訴えについては、違法行為により権利利益を侵害されるおそれがあるにすぎない者も提起することができる以上は、民訴法三条の三第八号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。（…）」とした上で、本件の米国判決は日本国内だけでなく米国内においてもYらの不正行為の差止めを命じていることに鑑みても、YらがXの権利利益を侵害する行為を米国内で行うおそれがあるか、Xの権利利益が米国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明された場合には、本件米国判決のうち差止めを命じた部分については、民訴法三条の三第八号に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地があると判断した。

(1) コメント

最高裁判所の判決については、不法行為地の判断をめぐって以下のような意見が寄せられる<sup>(29)</sup>。すなわち、営業秘密侵害の不正開示の差止請求は不作為を求めるものであり、その場所的範囲を特定することが困難であることから、不法行為地を画定できないことが多いが、この事件を例にとれば、営業秘密の不正な開示・使用を内容とする加害行為は行為者の随意によりその場所を変更できるため、開示の行為地より不作為義務自体の場所的関連に注目すべきであり、特定の国家内に守秘管理されている営業秘密に関してはその国に守秘義務に関する原則的管轄を認めることが適当であると解する見解がある<sup>(30)</sup>。ほかには、ブラッセルI改正規則の不法行為地の解釈にかかる欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union、以下は「CJEU」という)の先決裁定に鑑みて、結果発生地を被害者の利益の中心地とする見解<sup>(31)</sup>がある。その先決裁定は、インターネットを通じて侵害された人格権について、加害行為地は加害者の設立地、結果発生地は被害者の利益の中心地(通常は被害者の常居所地)及びインターネット上のコンテンツにアクセスができる場所と判断した<sup>(32)</sup>。これに対し、商標権と著作権に関わるインターネット上の侵害について、CJEUはこれらの権利について属地主義を採用すべく、人格権侵害と同様なアプローチはとれないと解した<sup>(33)</sup>。したがって、営業秘密侵害は、インターネット上で行われた侵害と同じではないものの、通常属地性が認められない知的財産であり、世界中どこでも侵害が発生するおそれがあることから、インターネットでの人格権侵害と同様に拡散型の性質を有しており、営業秘密侵害の結果発生地も被害者の利益の中心地と考えられ、本件の結果発生地はカリフォルニア州に該当すると解され得るとしている<sup>(34)</sup>。

(4) 横浜地裁平成二六年八月六日<sup>(35)</sup>

ア 事実の概要

X (原告) は医薬品の研究開発等を目的とする日本法人であり、Y (被告) は医薬品の製造販売等を目的とし、本店をソウルに置き、日本国内に営業所を持たない大韓民国法人である。Yは、かつて訴外C (アメリカ在住のアメリカの大学教授) と協力関係にあり、その研究に資金を提供していた。Cは、その研究の成果である「 $\beta$ 」という化合物について米国で特許を登録し、その権利をYに譲渡した。しかし、YとCは二〇〇五年以降対立関係になり、Yは、二〇〇六年七月、米国のワシントン州西部地区合衆国連邦地方裁判所において、契約違反、営業秘密の不正使用等を理由に、C及びその研究所を相手方に提訴したが、訴訟は和解により終了した。一方、Xは、米国カリフォルニア州において、Cの協力の下、遅くとも二〇一一年春以降、「 $\alpha$ 」という抗癌剤の臨床試験を行っている。Xは二〇〇九年六月五日、 $\alpha$ について日本の特許庁に対し、国際出願をした。Yは、二〇〇九年一〇月六日、Xが行っている $\alpha$ の開発行為に関し、 $\alpha$ は $\beta$ と関連しており、Yが独占的実施権を保有する特許権を侵害するものであるとXに通知した。その後XとYはこの問題をめぐって協議を行い、二〇一〇年七月二二日発効の相互秘密保持契約を締結した。Yは、二〇一二年二月六日、米国のカリフォルニア州中部地区合衆国連邦地方裁判所に、C及びXを相手方として、契約違反、詐欺、守秘義務違反及び営業秘密不正使用の訴え (以下は「連邦訴訟」という) を提起し、Xに対し、Yが関係する機密の情報又は材料についての特許出願手続の差止め、当該特許出願による権利のYへの譲渡、Yが関係する機密の情報及び材料を使用することの差止め、不当に得た利益の返還、損害賠償等を求めた。これに対し、XはYを相手方として、二〇一二年一月五日に日本で提訴し、連邦訴訟における各請求の不存在確認を求めた (以下は「本件」と

いう)。

その後、Yは、連邦訴訟の相手方からXを外したが、二〇一三年一月九日、米国カリフォルニア州のロサンゼルス郡上位裁判所に、X及び氏名不詳者二〇名(従業員、代理人等)を相手方とし、訴えを提起し、連邦訴訟と同様の請求を行った。Xはこの訴訟を受け、本件の請求内容を変更した。なかでも、Xによれば、Yは二〇〇九年一〇月、Xが行っている $\alpha$ の開発行為に関し、Yが独占的実施権を保有する $\beta$ の特許権を侵害するものであるとXに通知した後、Xは、XとYが協議した際にYと合意した上、Xの営業秘密の部分をマスキングした「特許調査報告書」をYに送付した。ところがYが、当該報告書から得られた技術情報を米国におけるYの別の特許出願との対比検討と当該特許のクレーム変更を利用したことから、Xは、Yのその行為がXが有する営業秘密の侵害であると主張している。

#### イ 判旨とコメント

##### (ア) 判旨

訴え却下。裁判所はXが主張している不正競争行為について民訴法三条の三第八号が適用されたとした上で、それについて「Xがそこで問題としているYの行為は、(…)クレームの削除、追加であるが、これは米国における特許出願に係る行為であるから、Yが米国内においてした行為である。(…)また、(…)クレームの削除、追加によってYの特許出願による権利に変更が生ずるのであれば、この権利が米国の特許法に基づく権利である以上、これによって影響が及ぶのはXの営業活動のうち米国内におけるものに限られ、日本国内におけるものが影響を受けることはあり得ない。Xに損害が生じたとすればそれは米国内で生じたものというべきである。この点につき、Xは、Xに財産

的損害が発生した以上それはXの本店所在地である横浜市内で発生したというべきであると主張する。しかし、民訴法三条の三第八号にいう『外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した』とは、法益侵害の直接の結果が日本で発生したことをいうと解すべきであり、この観点からみる限り、Xの主張するYの加害行為の結果は上記のとおり米国内で発生したとみるほかない。ほかに、『加害行為の結果が日本国内で発生した』ことに関し具体的な主張はなく、その証明もない。したがって、「Yがした行為によりXの権利利益について日本国内で損害が生じた」との（…）の客観的事実関係は証明されていない。」と判示した。

(イ) コメント

この事件に関するコメント<sup>(36)</sup>は次のように述べている。すなわち、本件では、Xは自己の営業秘密が侵害されたと主張しているが、営業秘密については属地的主義を採用できず、特許権等のいわゆる知的財産権とは異なる要素があるなかでも、この事件のような営業秘密を考えるにあたり、研究開発にかかる市場を念頭に置いておくべきであり、その市場は、営業秘密自体の価値を対象とする技術市場と、営業秘密を用いて提供される商品やサービスの製品市場に分けられる。後者は国ごとに分割でき、その侵害行為による損害は国家ごとに区切ることができるが、前者は、世界規模になり得ることもある。これに鑑みて、この事件の営業秘密は技術市場に関わるものであり、その範囲が極めて広く、その侵害結果についても単に特許が申請された国においてのみだけでなく、世界中に瞬時に広がることが考えられる。したがって、Xの営業秘密を利用した米国特許に関するクレームの書き換えによって生じる損害は、米国内に限られておらず、このような遍在的な損害発生の場合には、それぞれの国において管轄も認められるものの、原則

として、被害者の利益の中心地、つまりその本拠地に該当すると考えるのが妥当であり、本件においてはその本拠地が日本であるとされている。<sup>(37)</sup>

## 2 学説

学説では、国際裁判管轄の有無の判断について、営業秘密侵害における不法行為地の解釈が分かれている。<sup>(38)</sup> すなわち、第一に、加害行為地を重視すべきではないとしつつ、結果発生地は営業秘密の保持者がその秘密を管理している地とする見解がある。<sup>(39)</sup> これによると、営業秘密侵害を、加害者が被害者の守秘管理を破り、不正に営業秘密を取得・開示・使用することを内容とする不法行為と捉えた場合、管轄原因としての不法行為地を認定する際、上記判例(1)と同様に侵害者側の行為が行われた地に比重を置くべきとすることになる。特に、守秘管理を破り不正に情報を取得・開示・使用することは当該不法行為の違法性の根源であることから、秘密保持者がその営業秘密技術を守秘管理している地は原則的な結果発生地にあたると解される。他方、営業秘密侵害の具体的な開示と取得は、完全には排除されることはないものの、その偶然性により被害者の予見可能性に適わず、大きな意味を与えるべきではないとされている。<sup>(40)</sup>

第二に、加害行為地が営業秘密の最終的な取得地、並びに侵害の準備行為地にも該当し得るとともに、保持者が秘密を管理する地を結果発生地とする見解がある。<sup>(41)</sup> これによれば、営業秘密侵害による損害は、二次的・派生的な経済的損害を除けば、第三者の不正な取得による情報の秘密性・独占性の喪失、つまり、その経済的な価値の毀損である。これに基づけば、結果発生地としてはまず、営業秘密の保有者の優位性が毀損された市場地が挙げられるが、この地

は営業秘密における損害を適切に把握できない。次に、結果発生地としては営業所の所在地を挙げることができ、その場合には損害の内容が不明確であり、また、損害が営業秘密のライセンス料相当額や営業秘密を含んだ製品の利益減少に該当したとしても、結果発生地が企業会計上の帰属先となる場合、情報の秘密性が喪失された場所とは無関係に認定されることとなる。これにくわえて、営業秘密侵害の結果発生地を市場地または営業所在地と捉えた場合は、加害者が複数の国々において当該営業秘密を用いて販売行為を行った場合、販売各国または各営業所の所在国において生じた損害も日本における訴訟の審理対象になるかが不明確であり、そして被害者は複数の国において提訴する可能性もあり、それは訴訟経済に適わないのみならず、各国の裁判所の国際裁判管轄と準拠法規則の違いにより跛行的法律関係の可能性も孕んでいる。したがって、結果発生地は営業秘密の保持者がそれを管理していた地として考えるべきである。これにより日本において取得された営業秘密を不正に取得した加害者がその秘密を海外において用いて利益を得たとしても、海外に生じた損害が秘密性の排除を起点として拡大していると解し、営業秘密侵害による利益の減少に関しては日本の国際裁判管轄が認められることとなる<sup>42</sup>。加害行為地については、加害行為に含まれる行為の中からどのような行為を重視すべきか、そしてどの範囲の行為が加害行為に含まれるかが問題となる。上記判決(1)は「重要な行為」が日本で行われていれば、加害行為地が日本に認められるとし、加害行為は営業秘密を最終的に取得する行為のみならず、営業秘密の取得の根拠となる契約の締結、当該契約締結に向けた交渉等の行為も含まれるとしている。もつとも、営業秘密は最終的にはどこで取得されるかが偶然的である一方、営業秘密の侵害行為は計画の下で行われることが多く、準備行為の方が結果に大きい影響を齎す場合も想定できる。加えて、加害行為についての証拠方法は準備行為に関わることが多い。したがって、加害行為地としては、最終取得行為地のみではなく、民事訴訟

法三条の三第八号の上記趣旨に鑑みて、その準備行為が行われた地も挙げられることができると解されている。<sup>(43)</sup>

第三に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地としつつ、結果発生地を営業秘密管理地とする見解がある。<sup>(44)</sup> この見解によれば、結果発生地については、法の適用に関する通則法（以下は「通則法」という）十七条の結果発生地と同様に解し得るが、準拠法については最も密接な関係の地の法を一つに絞り選択しなければならぬ一方、国際裁判管轄は事件に關係を有する複数の国の裁判所に認められる。それに、当事者間の衡平、適正・迅速な審理の実現、証拠収集の容易性等を考えれば、通則法と民法法とにおける結果発生地を同様の基準で解釈する必要はないと説明されている。これを背景に、結果発生地を加害行為地とすれば、加害者の予見可能性に適い、侵害行為の証拠の所在も容易に予測できるが、その反面、侵害行為が複数の国家を跨り行われた場合には、併合管轄に直面することとなる。次に、結果発生地は不正競争法諸法の目的である市場の調整かつ証拠方法を考慮すれば市場地と解され得るが、この立場では営業秘密が取得されても、直ちに被害者の利益喪失が生じていない場合には市場地を確定できないことと、市場が複数の国家にわたって拡大している場合に併合管轄の問題が現れることが懸念されている。さらに、結果発生地が被害企業の所在地として考えられるが、この立場は原告住所地管轄を肯定する可能性があり、当事者間の衡平に反するとされている。ほかに、結果発生地を損害発生営業所の所在地として考えることも可能であるが、それに従えば、どの損害が指定されているかが不明であり、結果発生地が、情報の秘密性が失われた場所とは関係なく、営業秘密侵害による企業会計上の帰属先となること、営業所が複数存在していれば営業所の特定が困難であることと、併合管轄の可能性が指摘されている。したがって、異なるアプローチが必要となる。すなわち、営業秘密保護の本質がその秘密管理性であるため、結果発生地は秘密管理地として捉えられ、それにより秘密管理性に関する

証拠の所在が予測され、また被害者は国際裁判管轄を想定した上で管理地を自ら指定できる。それに、この立場は営業秘密侵害に関する事件においてはその秘密管理性が争点になることが多くあることから、民事訴訟法三条の三第八号における、訴訟資料や証拠方法等が所在している地を考慮するという趣旨にも配慮しているとされている。他方、この立場に対しては、秘密管理性が争点となった場合には、裁判が終わるまでは秘密管理性の有無や管理地が確定できないとの問題点が指摘されている<sup>(45)</sup>。また、業界における通常の注意を払えば、秘密管理地は被害者が管理している秘密であり、その秘密について不正取得が介在したことを知りえたときに限って結果発生地となるという見解も述べられている<sup>(46)</sup>。

第四に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地とともに、結果発生地の総合的な判断を提唱する見解がある<sup>(47)</sup>。これによれば、準拠法の決定の場合と同様に、結果発生地を営業秘密の秘密管理地と解し得るが、管轄規則の場合には、必ずしもその地に限定されず、市場地または被害者の所在地等も結果発生地と解することにより、事件に応じた柔軟な認定を適切に行うことができるとされている。その理由は、営業秘密の取得または開示の結果は秘密性の喪失に限らず、市場喪失も考慮すべきであり、また、営業秘密侵害の損害は直接法益侵害地においてだけでなく、最終的に被害企業にも経済的損失として及ぶことがあるからである。このアプローチに対しては、請求訴訟の場合には原告住所地管轄を肯定することになるとの批判があり得るが、不法行為地管轄について客観的事実関係証明説が採用されていることと<sup>(48)</sup>、民事訴訟法三条の九により例外的に日本の国際裁判管轄を否定できることに鑑みて、日本の過剰管轄を十分に回避できるとされている<sup>(49)</sup>。この学説の根拠としては、不正競争行為に関する諸法の法益は事業者の営業上の私益と公正な競争秩序という公益を保護しようとしているが、国際裁判管轄を認定するにあ

たり、いずれの法益を基準にすべきか、結果発生地における直接的結果をどのように理解するかで見解が分かれ得るが、この見解では、その法益のいずれも考慮すべきであり、経済的な損害にも配慮し、結果発生地を一つに絞らずに柔軟な解釈を可能とすべきであると解されている。<sup>50)</sup>

第五に、加害行為地を営業秘密の取得・使用・開示行為が行われた地とするとともに、結果発生地を被害者の事業主体本拠地と解する見解がある。<sup>51)</sup>これによれば、結果発生地を認定するにあたっては、日本における権益に害を与えた地を特定する必要があるため、準拠法の議論が参考になり、<sup>52)</sup>これに基づいて、以下のような見解が述べられている。すなわち、諸外国の実質法において営業秘密を保護するためには一定の管理状態が必要とされていることと、営業秘密侵害の保護法益がその管理状態であることから、営業秘密管理地を結果発生地として挙げられる。もともと、秘密管理が整備されているかが争点となる侵害事件では、営業秘密管理地を最初から適切に把握できないことがあり、営業秘密が他国に所在するサーバー上において管理されている場合には、そのサーバーの所在地を結果発生地と解することは適切ではない。次に、結果発生地を加害行為地と解することも考えられるが、加害行為地は加害者の恣意的な選択によることもあることから結果発生地特有の、被害者保護という趣旨から逸脱しているとされる。同時に、メタバース空間において行われる侵害も想定されるため、加害行為地を結果発生地として採用すべきではない。さらに、市場地を結果発生地と解することも考え得るが、営業秘密侵害はかかる秘密の開示や内部使用に該当する場合、市場に影響を与えない場合がある。また、メタバース空間のような市場では、市場の所在地を特定することが困難である。したがって、この見解では、被害者の本拠地を結果発生地と解することとなる。これは結果発生地を、営業秘密が保有されている事業体の本拠地ではなく、営業上の利益が侵害された本拠地にあると解するもので、営業秘密の保持

者はその本拠地において同秘密を独占することにより有形無形の営業上の利益を獲得できることを根拠とする。これにより、海外のサーバーにおいて営業秘密が管理され、遠隔で不正に使用された場合、あるいは侵害者が営業秘密を内部において使用した場合、サーバー空間における開示や使用の場合でも結果発生地を合理的に確定できると解されている。<sup>53)</sup>

### 3 まとめ

以上、営業秘密侵害の国際裁判管轄を判断するにあたり、同侵害の不法行為地を管轄原因とする可能性と不法行為地の解釈についての日本の判例と学説で行われてきた議論を概観した。判例についてみると、まず二〇一一年改正前の民事訴訟法の事件として上記判例(1)・(2)・(3)が挙げられる。(1)では、営業秘密侵害事案の国際裁判管轄を認定するにあたり、契約締結、営業秘密開示、契約交渉等の加害行為に関する一連の重要な行為を重視し、その中の営業秘密開示が行われた地が管轄原因となる不法行為地として認定された。(2)については、不法行為地の証明は足りなかったが、国際裁判管轄の判断に際しては営業秘密侵害を不正競争行為として見るべきであり、この場合の不正競争行為は特定の相手に向けられた行為に該当するため、通常的不法行為として見るべきであるとのコメントが寄せられている。判例(3)は、営業秘密侵害の場合における管轄原因としての不法行為地を認定するにあたり、経済的損害を受けた被害者の本拠地は考慮する必要はないと判断したが、これに対し営業秘密侵害の範囲は容易に拡大することがあり、その結果発生地を認定するときには当事者の予見可能性を考慮すべきであるとの批判がある。また、営業秘密侵害の国際裁判管轄については被害者の利益の中心地を管轄原因とすべきであるとの見解がある。最後に、改正後の民事訴訟の

対象となった(4)事件では、当該業秘密侵害は特許権に係る問題とされ、国際裁判管轄については属地主義が採用されたと同時に、結果発生地から経済的損害が生じた被害者の本拠地が外されたが、これに対しては、本件における損害は世界規模の技術市場に関わるものであり、結果発生地は被害者の利益の中心地にあるとの批判がある。

学説では、国際裁判管轄の判断における業秘密侵害の不法行為地は加害行為地と結果発生地を包含している前提で見解が述べられている。なかでも、加害行為地については、その偶然性を理由にそれを重視すべきではないという見解、最終的取得地と侵害の準備行為地を重視する見解、加害行為地を業秘密の取得・開示・使用が行われた地とする見解が見受けられる。結果発生地の解釈についてはより複数の見解が示されており、まず、業秘密の管理地を結果発生地と解する立場が挙げられる。この場合は単に業秘密の守秘管理が行われている地、あるいは業秘密の保持者がそれを管理している地として見ることができ。または、結果発生地の概念を固定させず、事件ごとにそれを検討することを勧める学説と、結果発生地を営業上の利益が侵害された被害者の本拠地とする学説もある。

このように、民事訴訟法三条の三第八号に基づいて業秘密侵害の国際裁判管轄を認定する場合には、不法行為地の解釈論は紛糾しているといえよう。それゆえ、この解釈論に対し示唆を得るために、EUにおいて行われている議論を見ることとする。

### 第三章 ブラッセルI改正規則下の議論

#### 1 一般論

EU諸国は従来、それぞれの民事訴訟法を制定し適用しているが、EUの前身たる欧州共同体は一九六〇年代より

判決の承認・執行のみならず、国際裁判管轄に関する統一規則の起草作業に取り組んでいた。その作業は一九六八年にブラッセル条約<sup>54</sup>として結実し、同条約は数回にわたり改正され、その役割を引き継ぐEUの規則として、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年十二月二二日の理事会の規則（EC）四四号・二〇〇一年」<sup>55</sup>が二〇〇二年三月一日に施行された。この規則はさらに改正を経て、その成果となるブラッセルI改正規則は二〇一三年三月一日に施行された<sup>56</sup>。この規則の解釈は通常EUの各構成国の裁判所により行われるが、その裁判所は必要に応じてCJEUに対し解釈の指導を求め、CJEUは先決裁定によりその解釈を統一している<sup>57</sup>。

ブラッセルI改正規則は、一般管轄原因として、4条<sup>58</sup>において被告住所地を採用しているとともに、裁判所と法的紛争との間の密接な関連性、あるいは秩序ある司法の促進に配慮するために特別管轄原因を定める規則も設けている。その密接な関連性は特に、法的安定性をもたらし、相手当事者が合理的に予測し得ないような構成国の裁判所に訴えられることを阻止すると説明されている<sup>59</sup>。

特別管轄に関する規則のなかでは、ブラッセルI改正規則7条2項は不法行為地を管轄原因とし、これについて以下のように定めている。

「構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、以下の場合、他の構成国において訴えを提起することができる。  
 (…)  
 2 不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地の裁判所 (…)」<sup>60</sup>

この7条2項は以下のように説明されている。すなわち、同項は債権者に対し債務者が負う契約外債務を根拠とする管轄原因を定めており、この管轄原因は証拠方法について適切であるとともに、準拠実質法との密接な関係も保障している。<sup>(61)</sup>次に、同項における不法行為地という概念はEUの各構成国の国内法によることなく独立しており、EU構成国における契約外債務の概念を統一している。<sup>(62)</sup>さらに、同項は損害賠償のみならず、差止め、債務不存在確認等被告の契約外債務に関する請求の全てを包含する。なお、本項の不法行為地は契約債務の不履行地という管轄原因を排斥するため、訴訟に際してはまず、争点が契約関係または不法行為に関わるかを確認しなければならないと説明されている。<sup>(63)</sup>

7条2項を適用する際、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地を認定する必要はあるが、その地の内容は条文上では明確に定義されていない。もともと、その地の解釈については、CJEUは長年にわたって先決裁定を重ね、その地を損害の加害行為地としても、結果発生地としても捉えられ、原告はそれらから選択できると解している。<sup>(64)</sup>このような解釈では一見、不法行為により些細な損害がある地でもその地を結果発生地として国際裁判管轄権を有するようみえ、この立場は原告に対し有利に働いており、法廷地漁りにつながると指摘され得るが、CJEUはその地に生じた損害に限って請求できるというモザイク理論を提示した。<sup>(65)</sup>他方、加害行為地に基づき国際裁判管轄権を有する裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有するとされている。<sup>(66)</sup>

加害行為は一連の行為で構成されているが、加害行為地を特定するにあたり、それは単に損害を発生させる一連の行為が開始された地と解される見解と、最初または最後の行為のみではなく、当該加害行為は準備行為も含めて、損害を起す過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地でなければならぬとの見解もある。<sup>(68)</sup>不正競争

行為については加害行為地は企業の一方的な不正競争行為の場合、加害者の営業所所在地に該当し、独禁法に反する競争制限を及ぼす合意はその合意が成立した地、あるいはその合意が実施された地にあると解する見解が示されている。<sup>69</sup>

結果発生地とは、侵害行為が被害者の主な財産に損害を与えた地であり、物理的損害・経済的損害とともに、利益の損失や市場利益の減少も含んでおり、損害とそれを発生させた侵害行為の間には因果関係がなければならぬ。もつとも、結果発生地を確認するときは、考慮すべきである損害が直接的なものに限っており、損害が最初に発生した地を探さなければならない。したがって、一つの国家においてはすでに生じた損害により別の国家に対し金銭的な損害または不利な結果が及んだとしても、後者の損害は考慮されない。<sup>70</sup> なお、場合により経済的損害は、直接的なものであれば、対象となることもある。例えば、カルテルにより被害者が被った追加費用が挙げられている。<sup>71</sup> 不正競争行為の結果発生地については、ローマⅡ規則6条のように特定の規定が設けられていないが、これに関してはローマⅡ規則と同様に、市場に向けられた不正競争行為については市場地を管轄原因とし、特定の相手に向けられた不正競争行為については通常の不法行為と解する立場が採用できるが、この立場はCJEUによりいまだに認められていないと指摘されている。<sup>72</sup>

## 2 営業秘密侵害の不法行為地に関する学説

7条2項を適用した場合、営業秘密侵害の結果発生地と加害行為地はどのように解釈されるかが問題となろう。これに関しては、CJEUは現時点においては先決裁定を出していないが、いくつかの学説が見受けられる。<sup>73</sup>

## (1) Ohly 教授

Ohly 教授は加害行為地について加害行為を複数の行為に区別した上で考慮すべきであるとしつつ、結果発生地として営業秘密侵害行為の影響が及んだ市場であると解している<sup>(75)</sup>。これによれば、営業秘密侵害は一般に不法行為として見ることができ、場合によっては不法行為と同時に契約の債務不履行と解し得るため、営業秘密侵害はいずれの法律関係に該当するかを検討する必要がある。これに関し、EUの「非開示のノウハウ及び企業情報（営業秘密）の違法な取得、使用及び開示に対する保護に関する欧州議会及び理事会の二〇一六年六月八日の指令（EU）二〇一六年・九四三号<sup>(76)</sup>以下は「営業秘密保護指令」という<sup>(77)</sup>」はその4条3項a）c号<sup>(78)</sup>によれば、営業秘密の使用と開示は保持者の同意なしに不正にその秘密を取得させた場合、あるいは秘密保持契約または営業秘密を開示または使用しないという他の法的な義務に違反した場合には違法であるとしているが、上述のように、ブラッセルI改正規則では契約債務の不履行地と不法行為地の管轄原因を相互的に排斥するものであるため、営業秘密侵害はどれに該当するかが問題となる。これに関し、Marc Brogister v Fabrication de Montres Normandes EURL and Karsten Fräßdorf 事件の先決裁定<sup>(79)</sup>では、CJEUは契約と不法行為という概念は各国の法律から離れて独自の解釈すべきであるとした上で、当該行為の不正を認定するには当事者間に成立している契約が必要となったときは、契約に基づいて国際裁判管轄を確認すべきであると判断した。このように考えれば、営業秘密侵害に関する事件においては秘密保持契約等が関わっていれば、契約不履行地の管轄原因に基づいて国際裁判管轄を確認することが多くなるが、この先決裁定が出されたときは、EUは営業秘密侵害に関する扱いの調和に至っておらず、営業秘密侵害の性質決定を準拠実質法に委ねていたが、営業秘密保護指令の導入により同法の4条3項b)における行為は国内法における同概念とは関係なく、

不法行為として扱うことが明示されている。<sup>(80)</sup> くわえて、営業秘密保護指令6条2項c号は「効果的かつ抑止効果がある」保護を求めており、その結果、営業秘密の開示が行われ、あるいは行われるおそれがある国家においては被害者がその開示を阻止すべく、営業秘密侵害を不法行為とすることが合理的である。これに鑑みて、営業秘密侵害の特別管轄は7条2項によることとなり、同侵害の不法行為地を確認する必要がある。<sup>(82)</sup> それゆえ、Ohy教授は不法行為地を加害行為地と結果発生地に分けた上で以下のような解釈を行っている。

#### ア 加害行為地

加害行為地については、不正に競争を妨げる商品の販売までは、一連の行為が行われるため、加害行為地を特定することは容易ではない。これに関しては、CJEUは共同不法行為の場合には単一の加害者の行為は損害を発生させるものではないと判断したが、<sup>(83)</sup> 営業秘密侵害は因果関係にある行為を経て最終的に損害を生じさせるものではなく、取得、開示、商品の製造等の行為がそれぞれ独立し、その内容により区別できる。それゆえ、営業秘密を内容とするそれぞれの行為を個別に考慮し、それによる損害を判断することになり得るが、そのような場合にはそれぞれの裁判所はその地に限って生じた損害を考慮する。なお、証拠の所在については、インターネット上の不法行為の場合には、CJEUはサーバーが設置されている地ではなく、侵害行為が開始された地が加害行為地に該当すると判断したが、<sup>(84)</sup> 営業秘密がハッキングにより取得された場合にはその行為が開始された地を特定することが困難であるとされている。<sup>(85)</sup>

## イ 結果発生地

結果発生地に関しては、C J E U は知的財産権について属地主義を採用し、結果発生地を権利が登記されている地であると判断しており<sup>86</sup>、他人の商品と混同を生じさせる行為や比較広告のような不正競争行為については7条2項では直接的な効果のみが考慮されるため、結果発生地は消費者がその広告を読み、理解できる地となると判断した<sup>87</sup>。他方、C J E U は、人格権の侵害については結果発生地を被害者の利益が集中している地とした<sup>88</sup>。これに鑑みて、営業秘密侵害は市場に向けられた場合があり、知的財産権または上記不正競争行為として考えるべきである。他方、営業秘密侵害は機密情報の開示によりその情報を管理していた企業に影響が出ることや、産業スパイ等の行為が行われること等人格権が侵害されている場合に類似しており、人格権が侵害される場合と同様に、原告は自分の国で訴えることができると考えられる。この立場は本来ならば国際裁判管轄の原則である被告住所地主義に反することとなるが、人格権、またはプライバシー権を対象とする諸法は人間の尊厳を保護する趣旨を有するため、原告は自分の国で訴えることが肯定されることとなった。これを考えれば、営業秘密のような商業的情報については人格権と同じ立場を採用できない。したがって、結果発生地は市場に影響または第三者に影響を与える地となるとされている<sup>89</sup>。

## (2) Lundstedt 教授

Lundstedt 教授は、加害行為地を加害者が侵害行為に着手した地とし、結果発生地は秘密保持者の所在地となりつつも場合により市場地としても考えられるとの見解を示している<sup>90</sup>。この学説によれば、7条2項を適用するにあたり、営業秘密侵害は不法行為に該当するか、該当するとすれば不法行為地をどのように確認できるかという二つの問題が

ある。前者に関しては、上述のように、C J E Uは国際裁判管轄を確認するにあたり、問題となる債務が契約に属するか、契約外債務であるかを決める必要があると解している。営業秘密侵害についてはまだ先決裁定は出されていないものの、近似性のある判例を見る限りでは、7条2項の適用範囲は広く捉えられ、不正競争行為<sup>(91)</sup>、知的財産権侵害<sup>(92)</sup>、プライバシー権侵害ならびに名誉毀損等<sup>(93)</sup>、有形の侵害に該当しない行為にも及んでいる。くわえて、営業秘密侵害は国内法によつては不当利得に基づく返還請求を及ぼすものとして扱われることがあるが、EU法上の法的概念は国内法から独立して考えるべきであり、営業秘密侵害は一般に7条2項の適用範囲に含まれると解される<sup>(94)</sup>。したがつて、Lundstedt教授は営業秘密侵害を不法行為とした上で、その加害行為地と結果発生地について以下のように解釈している。

#### ア 加害行為地

この学説では、営業秘密侵害の加害行為地は加害者である被告が侵害に及んだ場所に該当するが、営業秘密保護指令4条3項〜5条に基づいてその行為が行われた地は事件によつては営業秘密侵害の取得、開示地、使用地及び営業秘密を含んだ商品の製造地、その宣伝または販売が行われた地、その商品が輸入、輸出された地等に該当し得る<sup>(95)</sup>。その結果、営業秘密の保持者には多くの裁判所において提訴し、法廷地漁りの蓋然性が浮上し得るが、加害行為地における証拠と証言は異なる国家の請求については関連性を持つことが少ないことから、法廷地漁りの蓋然性を抑えることができる。また、侵害行為に関する証拠の所在地を重視すれば、営業秘密侵害の加害行為地は営業秘密が最初に不正に取得された地となり、その地の裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有することとなる<sup>(96)</sup>。インター

ネット上の侵害については、CJEUは商標権侵害の事件において加害行為地は結果を及ぼした過程への着手行為があつた地に該当するとしている。<sup>(97)</sup>これに基づいて、インターネット上の営業秘密侵害の場合にも、侵害に着手した地を加害行為地として考えられる。だが、このような行為の特定が困難になり得ることと、加害者が恣意的にこの着手行為を操作し得ることから、加害者の、加害行為に着手する意思を重視し、法人に関して判断されたように、<sup>(98)</sup>加害行為地を加害者の営業所所在地とすることも考えられる。インターネット上の場合にはサーバーが設置されている地を加害行為地とすることも提示できるが、CJEUは、加害行為が行われる地であるにもかかわらず、同地を当事者の予見可能性を制限するとし、その立場を認めていない。<sup>(99)(100)</sup>

#### イ 結果発生地

結果発生地については、営業秘密侵害の損害をどのように適切に画定できるか、そしてどこに発生するかが主要な問題となる。したがって、どのように営業秘密に対する権利の性質を捉えるかがポイントとなり、これに関してまずは、営業秘密は人格権として捉えられることが一つの可能性である。これに関し、CJEUの先決裁定は、名誉毀損の場合には、結果発生地は、被害者が認知されており、名誉毀損を内容とする出版物が配布される地に生じていると解している。<sup>(101)</sup>その結果、名誉毀損が主張されている各国家はその国家において生じた損害について国際裁判管轄権を有する。また、インターネット上の名誉毀損の場合には、名誉毀損にあたる内容が閲覧できる各国家はその国内において生じた損害について国際裁判管轄権を有すると判断された。<sup>(102)</sup>くわえて、CJEUは、被害者は自然人であれ、法人であれ、その利益の中心地 (Centre of Interest) においても全損害について提訴できると判断した。<sup>(103)</sup>なお、利益中心地は

自然人の場合には常居所地に該当し、法人に関しては活動の主な部分が行われる営業所地となると解されている。<sup>104</sup> CJEUはこの利益中心地の概念を打ち立てたとき、出版物が配布された地はインターネット上では特定できていないが、利益中心地では適切に損害を図ることができ、両当事者の予見可能性にも適うと判断した。<sup>105</sup><sup>106</sup>

次に、営業秘密侵害は知的財産権の一つとして考えられる。そのように考えれば、知的財産権の侵害は属地主義に基づき、当該知的財産権が登録されている国家の裁判所が国際裁判管轄権を有することとなる。<sup>107</sup> その結果、各国家はその国内に生じた損害についてのみ判断できる。<sup>108</sup> つまり、営業秘密侵害を知的財産権侵害として見るのであれば、被害者は営業秘密が不正に取得・開示・使用された各国においてその国家に生じた損害に限って提訴できる。なお、この場合には、人格権侵害の場合と違って利益の中心地においては提訴できないとされている。<sup>109</sup>

最後に、ローマII規則6条の下で不正競争行為について行われている議論との整合性を図り、<sup>110</sup> 営業秘密侵害を不正競争行為の一つとして扱うことも考えられる。その場合には、不正競争行為を市場に向けられた行為と特定の相手に向けられた行為に分けることができる。市場に向けた不正競争行為については、CJEUは、各国は不正競争行為を防止する諸法を制定し、国内に生じた損害については国際裁判管轄権を有すると判断している（上述のモザイク理論）。<sup>111</sup> このような立場は知的財産権、そして人格権侵害の場合と類似しているようにみえるが、必ずしも同じではない。その理由としては、まず、市場に向けた不正競争行為を認めるには当該市場に対して被害者が利益を有しており、そして当該市場には損害が発生し得る必要があるからである。<sup>112</sup> 同時に、当該不正競争行為は市場に影響を与えることも必要である。<sup>113</sup> これにくわえて、人格権による損害と市場に向けた不正競争行為の区別は容易でない。例えば、Gutlix TV v DR 事件においては、チェコ法人の原告はハンガリー人の被告によるインターネット上の名誉毀損を主張し、

国際裁判管轄が問題となり、CJEUは名誉毀損を内容とする記載が閲覧できる各国において、同国に生じた損害に限って提訴できると判断したが、この解釈に対し意見を述べているEU法務官 (Advocate General) は、この事件は人格権ではなく、不正競争行為の問題として考えるべきであると述べた。<sup>(15)(16)</sup>

他方、ローマII 6条では営業秘密侵害は特定の相手に向けた不正競争行為として一般不法行為と性質決定されることがほとんどであるため、それと同様に結果発生地を解釈することができるが、<sup>(17)</sup> その場合には秘密保持者の損害は経済的なものに過ぎず、人格や財産に対するような物理的な損害はないことから、損害の場所を特定することが困難である。これに関し、CJEUは、結果発生地は損害が実際に発生した地に該当すると判断したが、<sup>(18)</sup> 知的財産とは異なり、営業秘密は属地主義に基づいて権利化されておらず、また、その不正な取得・使用・開示により営業秘密侵害が保護されている全ての国家において損害が生じていないことから、損害の特定が困難である。<sup>(19)</sup> もつとも、営業秘密侵害による損害は通常、秘密保持者の営業所、つまり、営業秘密が直結している管理地において生じている。なぜならば、その場所においては保持者の利益と競争力が侵害され、そして保持者が営業秘密を保管する基準が練り直されており、また新しい営業秘密侵害と競争において優位な地位を維持する策略が設定されるからである。この見解に対しては、秘密保持者が所在する管理地には間接的ではない経済的損害が生じており、最初に生じた損害は営業秘密が不正に開示または使用された地にあり、かつ、情報を、具体的・物理的に保管できる財産として扱うことが適切ではないとの批判が考えられる。また、営業秘密の管理地は恣意的に操作でき、インターネットの世界ではそれを特定することが困難であり、そして、これを管轄原因として採用すれば、原告は自己の国で提訴できることになるが、それはCJEUの判例に鑑みて、人格権の場合に限定されている場合であるとの批判もあり得る。もつとも、CJEUは

裁判所の密接性と国際裁判管轄に対する当事者の予見可能性に鑑みて、人格権侵害について、法人にはその利益の中心地において提訴できると判断した。また、独占禁止諸法に関しても、カルテルによる損害が複数の国家に生じたとしても、損害の発生地が被害者の営業所地に該当すると判断した。特に、CJEUは購入者である被害者の状況に鑑みて事件と裁判所間の密接性を認め、それに加害者にとつても不正に競争を制限しようとしたときにその不正競争行為の影響が及ぶ市場における被害者の所在地を認知することができたとし、加害者の予見可能性にも配慮している<sup>(20)</sup>。このように考えれば、営業秘密の保持者の所在地は営業秘密の管理方法に関する証拠については適切であり、加害者が通常保持者を知り、保持者の地で訴えられることを予測できることから結果発生地として考えられる<sup>(21)</sup>。なお、加害者は場合によっては、最初に不正に取得した者ではなく、被害者を意識していないことがある。この場合には被害者は容易に営業秘密侵害とは直接的な関係のない者に提訴するおそれがあるが、加害者の予見可能性に基づき7条2項の例外を可能とすれば、裁判所は国際裁判管轄を確認する時点において加害者の予見可能性を判断することとなり、適切ではない。もつとも、営業秘密保護指令は7条2項<sup>(22)</sup>においてEUの国々には、営業秘密保持者が明らかに根拠はない、濫用にあたる訴え、あるいは信義則に反する訴えができないように政策を講じる義務を個別に課しているため、加害者が被害者を意識していないこの場合には法的安定性と証拠方法は加害者の予見可能性に優ると解される<sup>(23)</sup>。

さらには、営業秘密侵害は市場における、営業秘密保持者の利益への影響として現れることもある。例えば、営業秘密を侵害する商品を提供し、販売した場合は、その損害として失った利益あるいはライセンス料金の喪失が挙げられる。加害者が複数の侵害を行った場合、営業秘密保持者はその本拠地では全ての損害について提訴できるか、あるいはその利益が不正に妨げられた各国においてはその国家で生じた損害について提訴できるかが問題となる。

CJEUは、人格権について両方を可能としており、市場に向けられた不正競争行為についてはモザイク理論を否定する先決裁定もあるが、それに関する文言は明らかではない。<sup>124</sup> 営業秘密侵害については、人格権侵害と同様に両方を可能とすべきであり、その理由としてはこの裁判所が損害と密接な関係にあることが挙げられている。ほかに、加害者は、不正に取得された営業秘密を含む商品を売るときは、営業秘密侵害の存在を知らない場合、同侵害による損害はその商品が販売されたときに生じる。この場合には商品が発売された市場地を結果発生地とすれば、売主はどこで訴えられるかを予見できて、その商品が複数の市場において売られた場合には、損害はそれぞれの市場において生じることとなる。<sup>125</sup>

これを背景に、この学説では、加害行為地は加害者が侵害行為に着手した地であり、その裁判所は全ての損害について国際裁判管轄権を有する。結果発生地は、ローマII規則との整合性を図るべく、営業秘密侵害が特定の相手に向けた不法行為とされた上で、秘密保持者の所在地である。この地には全ての証拠があり、裁判所は全ての損害について判断できる。それ以外では、営業秘密の保持者は加害行為がその利益に影響を与える地に提訴し、その裁判所はその国家内に生じた損害についてのみ判断できる。その理由としては、証拠方法と裁判所との密接性が挙げられている。<sup>126</sup>

#### 第四章 検討

以上、ブラッセルI改正規則下で、不法行為地を営業秘密侵害の管轄原因とした場合に関する学説を紹介した。次に、民事訴訟法における国際裁判管轄規則とブラッセルI改正規則における不法行為地の接続性を図り、両法制度の営業秘密侵害の議論を比較した上で、ブラッセルI改正規則下の解釈論からどのような示唆を得て民事訴訟法三条の

三第八号の解釈論に貢献できるかについて検討する。

ブラッセルI改正規則には民事訴訟法と同様に営業秘密侵害はともかくとして、一般に同侵害を含む不正競争行為の特別管轄を定める規則さえもない。他方では、日本法でもEU法でも営業秘密侵害の不法行為地に基づいて国際裁判管轄を認める可能性が示されている。なお、EUにおいては不法行為の管轄原因が契約債務の不履行を根拠とする管轄原因を排斥するため、まず、当該営業秘密侵害はいずれかに該当することを確認しなければならないが、営業秘密侵害は学説を見るかぎりでは不法行為に該当するとされているといえよう。次に、両法制度にとっても、不法行為地という概念は加害行為地と結果発生地の双方を内容としており、日本法では加害行為地は準備行為だけではなく、実行行為の少なくとも一部がなされるものであると一般的に認められるが、結果発生地はその結果が直接的なものであるとする見解がある一方、その結果の区別に頼る必要はなく、予見可能性に基づいて結果を確認すればよいとの見解もあり、議論の余地が残っている。EU法では、加害行為地は加害行為が始まった地か、あるいは準備行為も含めて、損害を起す過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地かで見解が分かれているが、結果発生地は直接的な損害に限定し認定すべきであることについてはCJEUが解釈を統一している。これに鑑みて、民事訴訟法三条の三第八号は加害行為地としての不法行為地について、EU法における加害行為地の概念の趣旨と比して一見異なるが、EU法中の概念は、準備行為も含め実行行為の一部分が行われている地という日本の概念を、損害を起す過程の中で同損害の必然的な原因となる行為が行われた地とすることにより精緻化させていると考えれば、日本法とEU法における概念の間には接続性が認められ、ブラッセルI改正規則7条2項の学説から示唆を得ることができるといえよう。同様に、結果発生地については、その地を直接的な損害が生じた地と考えれば、両制度の概念の間

には接続性が認められるといえよう。

次に、営業秘密侵害の不法行為地についてのEU法と日本法の議論を比較する。ブラッセルI改正規則に関する議論においては、営業秘密侵害の不法行為地を加害行為地と考えるとすれば、営業秘密侵害の加害行為地は取得、開示、使用等、個々の侵害行為が行われた地になり得るとの見解があるが、日本の議論においてもそのような見解がみられる。もつとも、EU法においては、加害行為地をより細かく特定すべく、加害者が侵害行為に着手した地とされるが、その地の恣意性も考慮され、加害行為地としては加害者の侵害へ着手する意思に基づいて加害者の営業所所在地を想定する見解が述べられるが、同じ見解は日本においては見受けられない。他方、日本では、加害行為の偶然性が問題視され、不法行為地に基づいて営業秘密侵害の国際裁判管轄を確認する際に加害行為地を重視すべきではないとの見解と、あらかじめ加害行為地を特定することなく、加害行為の一連の中での重要な行為を重視した上で加害行為地を認定する見解も述べられているが、これらは日本の議論特有の見解であるといえよう。さらに、日本においては最終的な取得地並びに、侵害の準備行為地にも該当し得るとする見解があるが、このような立場はEU法の議論においては見られない。

結果発生地については、ブラッセルI改正規則の議論においては営業秘密侵害が影響を与えた市場地とする見解がある。この見解は民事訴訟法三条の三第八号の議論においては、総合判断を提案する見解の中では見受けられるが、日本の見解では結果発生地が市場地に該当しないことも想定されている。また、ブラッセルI改正規則の議論においては不正競争行為の準拠法を定める抵触規則に関する議論も相俟って営業秘密を特定の相手に向けられた不正競争行為として結果発生地を秘密保持者が実際に管理している地とし、営業秘密侵害を含む商品が販売に至った場合には、

その販売により影響を受けた地に提訴できるとする見解があるが、この見解は、不正に使用された営業秘密を含む商品が販売された市場地は考慮されていないものの、日本における議論でも見られる。他方、日本の議論においては、加害行為を中心に結果発生地を認定しようとしている見解、結果発生地を被害者の利益の中心地とする見解、または結果発生地を秘密保持者の所在地とは関係なく営業秘密の守秘管理が行われている地とする見解、総合的な判断を提案する見解、結果発生地を被害者の本拠地とする見解もあるが、ブラッセルI改正規則の議論においては類似の見解が見受けられない。

上記議論の相違点を背景に、営業秘密侵害の不法行為地に基づいて国際裁判管轄を認める場合にはまず、加害行為地については、ブラッセルI改正規則の議論に基づいて、営業秘密の取得地、開示地や使用地等の地は営業秘密侵害という侵害行為が実際に開始されたのであれば加害行為地に該当するとの見解を支持したい。その理由としては、まず、この立場は証拠方法を重視し、また営業秘密が単に取得、開示、使用されたからとて、その行為は必ずしも侵害行為に該当するのではなく、不正なものでなければならぬことを重視するため、妥当であると思われるからである。結果発生地については、秘密保持者が営業秘密を管理する地を結果発生地とする学説の立場を支持したい。その理由としては、両当事者の予見可能性に適合することがこの立場の利点であり、なぜなら営業秘密管理性の要件が侵害の時点で両当事者にも意識されており、加害者と被害者の予見可能性に適合からである。また、この立場により、営業秘密の管理地のみならず、それを管理する保持者も想定されるため、管理地が複数存在したとしても、保持者の所在に基づいて結果発生地をより正確に認定できる。その結果、このように考えれば、営業秘密侵害については結果発生地を最初から確認できるといえよう。さらに、この立場は保持者が実際に営業秘密を管理している地を結果発生地とす

るため、証拠方法にも配慮し、その意味でも妥当であろう。

## 結び

本稿においては日本法下の議論に貢献するために、ブラッセルI改正規則の学説では不法行為地を管轄原因として営業秘密侵害の国際裁判管轄はどのように解釈されているかを紹介し、検討した。なお、上述のように、現在においては、営業秘密侵害の国際裁判管轄については、不正競争防止法が改正され、施行されている。改正法は、営業秘密に対し不正競争防止法二条一項四号、五号、七号または八号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めている<sup>127</sup>。しかし、改正法下の要件は解釈の余地がある。すなわち、国際裁判管轄を認めるには、当該営業秘密が日本国内において管理され、国外で事業の用に供されないことが要件となっているが、後者の要件は前者における「管理」にどのような影響を与えるか、この規則における営業秘密の「管理」は遠隔管理も含んでいるか等は解釈に委ねられている<sup>128</sup>。そこで、営業秘密侵害の新しい規則の解釈を明確にするためにはEUF法がどのような示唆を与えるかを次の課題としたい。

- (1) 茶園成樹『不正競争防止法第2版』（有斐閣・二〇一九年）七四〜七五頁。
- (2) 秋山幹男ほか「日本の裁判所の管轄権」菊井維大・村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法I〔第三版〕』（日本評論社・二〇二一年）九八〜九九頁。
- (3) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一〇九頁。

- (4) 佐藤達文・小林康彦『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備』(商事法務・二〇二二年) 六七頁・道垣内正人「不正競争をめぐる国際民事訴訟事件の国際裁判管轄と準拠法」小野昌延ほか編『不正競争の法律相談 I』(青林書院・二〇一六年) 三九～四四頁・高部真規子『実務詳説 不正競争訴訟』(きんざい・二〇二〇年) 二七～二八頁。
- (5) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast).
- (6) 長田真里・JCAジャーナル六二巻四号(二〇一五年)一〇頁以下。
- (7) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説・不正競争防止法(第三版)』(商事法務・二〇二四年) 二六一～二六二頁。
- (8) 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭Ⅱ道垣内正人編『新・裁判実務大系 第三巻 国際民事訴訟(財産法関係)』(青林書院・二〇〇二年) 九一～九三頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二四頁。
- (9) 佐藤達文ほか・前掲注(4) 六八頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二四頁。
- (10) 最高裁第一小法廷平成一六年四月八日民集五八巻四号八二五頁・最高裁第一小法廷平成二六年四月二四日民集六八巻四号 三二九頁を参照。
- (11) 新堂幸司Ⅱ高橋宏志Ⅱ高田裕成「第1節 日本の裁判所の管轄権」兼子一原著『条解民事訴訟法』(弘文堂・二〇一一年) 五六頁・佐藤達文ほか・前掲注(4) 六八～六九頁・澤木Ⅱ道垣内『国際私法入門(第八版)』(有斐閣双書・二〇一八年) 二八一～二八二頁・秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二五頁。債務不存在確認については従来は議論があり、それについては佐野・前掲注(6) 九六頁を参照。
- (12) 秋山幹男ほか・前掲注(2) 一二五頁。
- (13) 東京地方裁判所一八年十月三二日判タ一二四一号三三八頁・東京地方裁判所昭和五九年二月一五日判時一一三五号七〇・新堂幸司ほか・前掲注(11) 五七頁・江泉芳信「国際裁判管轄ルールの定立」木柵照一編『国際私法』(成文堂・二〇一六年) 三七二頁・奥田安弘『国際財産法』(明石書店・二〇一九年) 二五四頁・本間靖規ほか『国際民事手続法(第三版)』(有斐閣・二〇二四年) 五四～五五頁。

- (14) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一二六頁。
- (15) 澤木Ⅱ道垣内・前掲注(11)二八一頁・櫻田嘉章『国際私法〔第七版〕』(有斐閣双書・二〇二〇年)三六二頁・種村佑介「財産法領域の国際裁判管轄」嶋拓哉Ⅱ高杉直編『国際民事手続法』(勁草書房・二〇二二年)五五頁。
- (16) 秋山幹男ほか・前掲注(2)一二五〜一二七頁。
- (17) 判タ七〇三号二四〇頁、判時一三四八号九一頁。
- (18) この事例の評釈については、瀬木比呂志・判タ臨増(平元主要民事判例解説)判例タイムズ七三五号(一九九〇年)三四八頁以下、不破茂・ジュリスト九五九号(一九九〇)一二二頁以下、出口耕自「評釈」ジュリスト臨増九五七号(平元重判解)(一九九〇年)二七二頁以下、石黒一憲「評釈」判例評論二八二号(一九九〇年)四六頁以下(判時一三六一号二〇八頁以下)、道垣内正人「評釈」ジュリスト別冊一四五号(民事訴訟法判例百選Ⅰ新法対応補正版)(一九九八年)五〇頁以下、小林秀之「評釈」ジュリスト別冊一三三三号(涉外判例百選第三版)(一九九五年)二三八頁以下、道垣内正人「評釈」ジュリスト別冊一一四号(一九九二年)五〇頁以下、長谷川俊明「評釈」国際商事法務一七卷二〇号(一九八九年)一〇九〇頁以下、梅善夫「評釈」法セミナー四三二号(一九九〇年)一三六頁以下を参照。
- (19) 裁判所ウェブサイト。
- (20) M. Kataoka, *Ritsumeikan Law Review* 24,2008,pp.79-83.
- (21) Kataoka, *supra* note 18,pp.79-82.
- (22) 民集六八卷四号三二九頁・裁時一六〇三号一頁・裁判所ウェブサイト・判タ一四〇一号一五七頁・判時二二二一号三五頁・金法二〇〇六号七六頁・金商一四五七号二二頁。
- (23) 佐藤達文ほか・前掲注(4)一八頁・秋山幹男ほか「訴訟手続」菊井維大・村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第三版〕』(日本評論社・二〇二二年)五五五〜五五六、五六〇頁。
- (24) 東京地裁平成二二年四月一五日判タ一三三五号二七三頁・判時二二〇一号六七頁・金商一四五七号四七頁・ウエストロー・ジャパン。

- (25) この判決の評釈については、安達栄司・ジュリスト臨増(二〇二二年)一四四〇号(平二三重判解)三一七頁以下・長谷川俊明・国際商事法務三九卷三号(二〇一一年)三五四頁・横溝大・私法判例リマークス四四号(二〇二二年〈上〉)一三八頁を参照。
- (26) 東京高裁平成二三年五月一日金商一四五七号三九頁。
- (27) この判決の評釈については、渡辺惺之・JCAジャーナル五九卷七・八号(二〇二二年)二五以下、一四以下を参照。
- (28) 渡辺・前掲注(27)一八頁。
- (29) この判決の評釈については、安達栄司・法教別冊四二四号(付録・判例セレクト二〇一四II)(二〇一四年)三一頁以下・高杉直・NBL一〇三二号(二〇一四年)一八頁以下・高杉直・WLJ判例コラム二七号(2014WLJCC009)(二〇一四年)・高田寛・NBL一〇三七号(二〇一四年)八八頁以下・長谷川俊明・国際商事法務四二卷一十一号(二〇一四年)一六八四頁以下・柳沢雄二・名城法学六四卷一・二号(二〇一四年)二〇九頁以下・Westlaw Japan・新判例解説一〇〇七号(2014WLJCC106)(二〇一四年)・一場和之・ジュリスト増刊(実務に効く国際ビジネス判例精選)(二〇一五年)一六二頁以下・岡田幸宏・ジュリスト臨増一四七九(平二六重判解)(二〇一五年)一三九頁以下・川嶋四郎・法セミナー七二七号(二〇一五年)一二〇頁以下・河村寛治・明治学院大学法科大学院ローレビュー二二二号(二〇一五年)一三頁以下・金彦叔・法協一三二卷九号(二〇一五年)一七八三頁以下・高田寛・富山大学紀要・富大経済論集六〇卷二号(二〇一五年)一一三頁以下・高部真規子・金商一四五八(二〇一五年)八頁以下・寺村信道・同志社法学六七卷六号(二〇一五年)二一一頁以下・道垣内正人・ジュリスト臨増一四七九号(二〇一五年)三〇〇頁以下・長田真里・前掲注(8)一〇頁以下・中西康・民商一五二卷二号(二〇一五年)一三七頁以下・中野俊一郎・判例判評六七二号(判例時報二二四一号)(二〇一五年)二〇頁以下(一八二頁以下)・廣瀬孝・曹時六七卷九号(二〇一五年)三三九頁以下・本間学・金沢法学五八卷一号(二〇一五年)一二七頁以下・山木戸勇一郎・法学研究(慶應義塾大学)八八卷四号(二〇一五年)八三頁以下・横溝大・知的財産法政策学研究(北海道大学)四六号(二〇一五年)三八七頁以下・渡辺惺之・リマークス五一号(二〇一五年)一四四頁以下・宇都宮遼平・早稲田法学九一卷二号(二〇一六年)八九頁以下・河村寛治・国際商事法務四四卷七号(二〇一六年)一〇一二頁以下

- 下：林依利子・ジュリスト一五〇〇号（二〇一六年）一二二頁以下；山田恒久・法セミナー増刊（新判例解説 Watch）一八号（二〇一六年）三二五頁以下；廣瀬孝・ジュリスト一五〇一号（二〇一七年）七八頁以下；廣瀬孝・最高裁判所判例解説民事篇（平成二六年度）（二〇一七年）一八〇頁以下；小林秀之・山本浩美・受験新報八二三号（二〇一九年）二頁以下；廣瀬孝・ジュリスト増刊（最高裁時の判例八）（二〇一八年）一九三頁以下；長田真里・ジュリスト別冊二五六号（国際私法判例百選第三版）（二〇二二年）一八六頁以下を参照。
- (30) 渡辺惺之・前掲注(29)一四六～一四七頁。
- (31) 長田真里・前掲注(6)一五～一六頁。
- (32) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, paras 42, 48, 49, 51.
- (33) Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, paras 22-23-24; Case C-170/12 Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635, paras 36-37-39; C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 29.
- (34) 長田真里・前掲注(6)一五～一六頁。
- (35) 判時二二六四号六二頁以下。
- (36) 伊藤亮介・大江修子・佐藤力哉・ジュリスト一四九八号（二〇一六年）一〇七頁以下、長田真里・私法判例リマックス五三条号（二〇一六年〈下〉）一四二頁以下；竹下啓介・ジュリスト一五〇四号（二〇一七年）一二三五頁以下。
- (37) 長田・前掲注(36)一四四～一四五頁。
- (38) 渡辺惺之「断想 営業秘密技術の国際的侵害と裁判管轄」日本知財学会誌九卷一号（二〇一二年）四八頁以下；川合弘浩・根本拓「営業秘密と不法行為地管轄」ジュリスト一四九五号（二〇一六年）八五頁以下；道垣内・前掲注(4)四二頁；望月孝洋・渡邊遼太郎・黒木麻里「渉外的な営業秘密侵害事案における準拠法・国際裁判管轄の考え方」NBL一一七六号（二〇二〇年）二六頁以下；嶋拓哉「国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法的考察」ジュリスト一五六〇号（二〇二二年）

二七頁以下…北坂尚洋「営業秘密侵害事件の国際裁判管轄権——国際裁判管轄規定等の新設の議論に至る状況」日本国際経済法学年報三一号（二〇二二年）四一頁以下…飯塚卓也「営業秘密侵害紛争の国際裁判管轄・準拠法」ジュリスト一五七五号（二〇二二年）二四頁以下。

- (39) 渡辺・前掲注(38)五一～五二頁。
- (40) 渡辺・前掲注(38)五一～五二頁。
- (41) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八五～八七頁。
- (42) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八五～八七頁。
- (43) 川合弘浩ほか・前掲注(38)八七～八八頁。
- (44) 望月ほか・前掲注(38)四〇～四二頁…道垣内・前掲注(4)四二頁。
- (45) 望月ほか・前掲注(38)四〇～四二頁。
- (46) 道垣内・前掲注(4)四二頁。
- (47) 嶋拓哉・前掲注(38)三一～三三頁…結果発生地については、北坂尚洋・前掲注(38)四四～四五、四九～五〇頁も参照。
- (48) 最高裁第二小法廷平成一三年六月八日民集五五卷四号七二七頁を参照。
- (49) 嶋拓哉・前掲注(38)三一～三三頁。
- (50) 北坂尚洋・前掲注(38)四九～五〇頁。
- (51) 飯塚・前掲注(38)三四～三九頁。
- (52) 飯塚・前掲注(38)三八～三九頁。
- (53) 飯塚・前掲注(38)三六、三八～三九頁。
- (54) 1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters.
- (55) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters.

- (95) A.Dickinson, "Background and Introduction to the Regulation", in: A.Dickinson and E.Lein (eds), *The Brussels I Regulation Recast*, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.4-6-7, 8-13; U.Magnus, "Introduction", in: U.Magnus and P.Mankowski (eds), *European Commentaries on Private International Law ECPIL Commentary Brussels Ibis Regulation 2<sup>nd</sup> Revised Edition Regulation*, Munich: Sellier European Law Publishers, 2023, p.16-21.
- (57) A.Dickinson, *supra* note 56, p.16-17; U.Magnus, *supra* note 56, p.17.
- (58) 「第4条①本規則に別段の定めがある場合を除き、構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、その構成国の裁判所に訴えを提起することができる。②住所を有する構成国に国籍を有していない者に対しては、その構成国の国民について基準となる管轄規定が適用される。―法務省大臣官房司法法制部「法務資料」第四六四号（二〇一五年）五八頁。
- (59) ブラッセルI改正規則前文16項、法務省大臣官房司法法制部・前掲注(58)五〇～五一頁。
- (60) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注(58)五九頁。
- (61) E. Lein, "Jurisdiction in Matters Relating to Tort, Delict, or Quasi-Delict (Art 7 (2))", in: A.Dickinson and E.Lein (eds), *The Brussels I Regulation Recast*, Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.156; P.Mankowski, "Art.7 Brussels Ibis", in: U.Magnus and P.Mankowski (eds), *European Commentaries on Private International Law ECPIL Commentary Brussels Ibis Regulation 2<sup>nd</sup> Revised Edition Regulation*, Munich: Sellier European Law Publishers, 2023, p.245.
- (62) E. Lein, *supra* note 61, p.157; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.249.
- (63) E. Lein, *supra* note 61, p.157-161; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.249-253.
- (64) E. Lein, *supra* note 61, p.156; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.258-260.
- (65) E. Lein, *supra* note 61, p.169; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.261-263.
- (66) E. Lein, *supra* note 61, p.169; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.272-273.
- (67) E. Lein, *supra* note 61, p.162-163.

- (68) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.263-270.
- (69) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.283-286.
- (70) E. Lein, *supra* note 61, p.167-168; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.288-290.
- (71) E. Lein, *supra* note 61, p.168; P.Mankowski, *supra* note 61, pp.292-301.
- (72) P.Mankowski, *supra* note 61, pp.322-324.
- (73) [https://curia.europa.eu/jcms/jcms/j\\_6/en/](https://curia.europa.eu/jcms/jcms/j_6/en/)を参照(二〇二四年四月十六日閲覧)。
- (74) A.Ohly, "Jurisdiction and Choice of Law in Trade Secrets Cases: The EU Perspective", in: S.K.Sandeen et al (eds), *Research Handbook on Information Law and Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, 2021, pp.236-243; L.Lundstedt, *Cross-Border Trade Secret Disputes in the European Union*, Cheltenham: Edward Elgar, 2023, pp.169-186, 190.
- (75) A.Ohly, *supra* note 74, pp.236-243.
- (76) Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure.
- (77) 夏井・高人「営業秘密指令 (EU) 2016/943 [参考訳]」法と情報雑誌第二巻九号(二〇一七年)四八九〜五一四。
- (78) 営業秘密保護指令4条3項:「以下に該当すると認められる者よってその営業秘密の保有者の同意なく行われた場合、営業秘密の開示行為は、違法とみなされる: (a) 営業秘密を違法に取得させる行為; (b) その営業秘密を開示しない守秘合意上の義務またはその他の義務に背くこと; (c) その営業秘密の使用を制限する契約上の義務またはその他の義務に背くこと。」夏井・前掲注(77)五〇一頁。
- (79) Case C-548/12, *Marc Brogsitter v Fabrication de Montres Normandes* EURL and Karsten Fräbendorf, [ECLI:EU:C:2014:148, paras 21-25](https://eur-lex.europa.eu/eli/consol/2014/148/paras_21-25).
- (80) 営業秘密保護指令前文39項:「この指令は、知的財産権及び契約法を含め、他の分野にある他の関連法律の適用を害しない(…)」。夏井・前掲注(77)五〇三頁。

- (81) 6条2項：「2. 第1項に示す措置、訴訟手続及び司法救済は：(a)公正かつ公平であり…(b)不必要に複雑で費用のかかるものではなく、不合理な期間制限または不当な遅延がなく…かつ、(c)効果的かつ抑止力のあるものとする。」。夏井・前掲注(77)五〇七頁。
- (82) A. Ohly, *supra* note 74, pp.236-241.
- (83) Case C-228/11, Melzer v MF Global UK Ltd, ECLI:EU:C:2013:305, para 41.
- (84) Case C-523/10, Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH, ECLI:EU:C:2012:220, paras 36-37.
- (85) A. Ohly, *supra* note 74, pp.241-242.
- (86) Case C-170/12, Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635, para 37.
- (87) Case C-360/12, Coty Germany GmbH, formerly Coty Prestige Lancaster Group GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318, paras 55-56.
- (88) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, paras 48-50; C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, paras 33-43.
- (89) A. Ohly, *supra* note 74, pp.236-243.
- (90) L. Lundstedt, *supra* note 74, pp. 169-186, 190.
- (91) Case C-360/12, Coty Germany GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318; Case C-618/15, Concurrence Sàrl v Samsung Electronics France SAS and Amazon Services Europe Sàrl, ECLI:EU:C:2016:976; Case C-343/19, Verein für Konsumenteninformation v Volkswagen AG, ECLI:EU:C:2020:534.
- (92) Case C-523/10, Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:(200), Case C-170/12, Peter Pinckney v KDG Mediatech AG, ECLI:EU:C:2013:635; Case C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28.

- (63) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685.
- (64) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.171-172.
- (65) 夏井・前掲注(六)五〇六～五〇七頁。
- (66) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.172-174.
- (67) Case C-172/18, AMS Neve Ltd, Barnett Waddingham Trustees, Mark Crabtree v Heritage Audio SL, Pedro Rodriguez Arribas, ECLI:EU:C:2019:674, para 61; Case C-523/10, Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 34; Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 24.
- (68) Cases C-509/09 and C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 42; Case C-441/13, Pez Hejduk v EnergieAgentur.NRW GmbH, ECLI:EU:C:2015:28, para 26.
- (69) Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 36.
- (70) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.172-175.
- (71) Case C-68/93, Fiona Shevill, Ixora Trading Inc., Chequepoint SARL and Chequepoint International Ltd v Presse Alliance SA, ECLI:EU:C:1995:61, para 29; eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 51.
- (72) eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 51.
- (73) C-509/09 e C-161/10, eDate Advertising GmbH v X and Olivier Martinez, Robert Martinez v MGN Limited, ECLI:EU:C:2011:685, para 48; C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, para 38.
- (74) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.176-177.
- (75) C-194/16, Bolagsupplysningen OÜ and Ingrid Iisjan v Svensk Handel AB, ECLI:EU:C:2017:766, paras 33,35,38,42.

- (106) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.176-177.
- (107) 例え<sup>106)</sup> Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 29.
- (108) 例え<sup>107)</sup> Case C-523/10 Wintersteiger v Products 4U Sondermaschinenbau, ECLI:EU:C:2021:200, para 28.
- (109) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.177-179.
- (110) 拙稿「営業秘密侵害の準拠法：EUの契約外債務の準拠法に関するローマⅡ規則をめぐる議論を参考に」法學政治學論究 一三七号（二〇二三年）一頁以下。
- (111) Case C-360/12, Coty Germany GmbH, formerly Coty Prestige Lancaster Group GmbH v First Note Perfumes NV, ECLI:EU:C:2014:1318, paras 55-56.
- (112) Opinion Of Advocate General Hogan, delivered on 16 September 202, Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, paras 99-100.
- (113) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.179-180.
- (114) Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, para 43.
- (115) Opinion Of Advocate General Hogan, delivered on 16 September 202, Case C-251/20, Gtflifx Tv v DR, ECLI:EU:C:2021:745, paras 9,96,97.
- (116) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.179-181.
- (117) 拙稿・前掲注(111)三頁。
- (118) Case 21-76, Handelskwekerij G. J. Bier BV v Mines de potasse d'Alsace SA, ECLI:EU:C:1976:166, para 15; Case C-189/08, Zuid-Chemie BV v Philippo's Mineralenfabriek NV/SA, ECLI:EU:C:2009:475, para 27; Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Evonik Degussa GmbH and Others, ECLI:EU:C:2015:335, para 52; Case C-304/17, Helga Löber v Barclays Bank PLC, ECLI:EU:C:2018:701, para 27; Case C-709/19, Vereniging van Effectenbezitters v BP plc., ECLI:EU:C:2021:377, para 31.

- (119) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.181-182.
- (120) Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Akzo Nobel NV, Solvay SA/NV, Kemira Oyj, FMC Foret SA, ECLI:EU:C:2015:335, paras 52-53; Case C-30/20, RH v AB Volvo, Volvo Group Trucks Central Europe GmbH, Volvo Lastvagnar AB, Volvo Group España SA, ECLI:EU:C:2021:604, para 42.
- (121) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.182-184.
- (122) 7条2項：「営業秘密の違法な取得、使用または開示と関係する申立てが明らかに理由のないものであり、かつ、濫用的または不誠実にその訴訟手続を開始させたものと認められる場合、構成国は、職務権限を有する司法機関が、被告の申立てに基づき、国内法に定める適切な措置を適用することができることを確保する。そのような措置は、被告に対して損害賠償を与えること、申立人に対して制裁を加えること、または、第15条に示す決定に関する情報の公表を命ずることを、しかるべく含めることができる。」夏井・前掲注(77)五〇八頁。
- (123) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.184.
- (124) Case C-30/20, RH v AB Volvo, Volvo Group Trucks Central Europe GmbH, Volvo Lastvagnar AB, Volvo Group España SA, ECLI:EU:C:2021:604, paras 40-41.
- (125) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.184-185.
- (126) L.Lundstedt, *supra* note 74, pp.190.
- (127) 経済産業省知的財産政策室編・前掲注(7)二六一～二六二頁。
- (128) 飯塚卓也「営業秘密関連訴訟の国際裁判管轄・準拠法」ジュリスト一五九〇号(二〇一三年)三五～三六頁。